



平成29年度葛城市職員採用試験案内

平成29年8月
葛 城 市

平成30年度採用に係る採用試験を次のとおり行います。



1. 職種、採用予定人数及び受験資格

職種／区分		採用予定人数	受験資格	
			生年月日	学歴・免許等
一般事務職	上級	10人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した人、又は平成30年3月卒業見込みの人
	中級		昭和60年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による短期大学（大学を除く。）を卒業した人、又は平成30年3月卒業見込みの人
	初級		昭和62年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による高等学校を卒業した人、又は平成30年3月卒業見込みの人、もしくは高等学校卒業程度の学力を有する人
土木技術職		1人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による大学の土木専門課程を卒業した人、又は平成30年3月卒業見込みの人
社会福祉士		1人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人	社会福祉士の資格を有する人、又は平成30年3月までに取得見込みの人
保育士 幼稚園教諭		2人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人	保育士証及び幼稚園教諭免許の両方を有する人、又は平成30年3月までに取得見込みの人

職種／区分		採用予定人数	受験資格		
			生年月日	学歴・免許等	その他
一般事務職 (身体障がい者対象)	上級	1人程度	昭和58年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した人、又は平成30年3月卒業見込みの人	次の①～③の要件を満たす人 ①身体障害者手帳の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの人 ②自力で通勤ができ、介助者なしに職務の遂行が可能なる人 ③活字印刷文による出題及び口頭試問に対応できる人
	中級		昭和60年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による短期大学（大学を除く。）を卒業した人、又は平成30年3月卒業見込みの人	
	初級		昭和62年4月2日以降に生まれた人	学校教育法による高等学校を卒業した人、又は平成30年3月卒業見込みの人、もしくは高等学校卒業程度の学力を有する人	

※1 大学には、学校教育法による専修学校の専門課程のうち、高度専門士の称号を付与される課程を含みます。

※2 短期大学には、高等専門学校及び学校教育法による専修学校の専門課程のうち、専門士の称号を付与される課程を含みます。

- ※3 上級の受験資格に該当する人は、中級・初級の区分で受験することはできません。中級の受験資格に該当する人は、初級の区分で受験することはできません。
- ※4 保育士証とは、保育士となる資格を有する人が保育士登録申請を行い、都道府県の保育士登録簿に登載されて交付されるものです。
- ※5 保育士・幼稚園教諭の職種で採用された場合は、保育所又は幼稚園のいずれかに配属されることとなります。
- ※6 身体障害者手帳を有する受験者には、事前の申し出により特別の措置（車いす、補聴器、ルーペ、拡大読書機等の使用）を認めています。これらの機器等を使用する際は、必ず申込書に記載してください。また、使用する場合は各自で準備願います。

○次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人（民法の一部を改正する法律の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - (3) 葛城市の職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - (5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職等が制限されている人
- 日本国籍を有しない人は、「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わることはいできない。」とする公務員に関する基本原則に基づき、任用される職務に一部制限があります。

2. 試験の日時、場所、試験内容及び合格発表

	第1次試験	第2次試験	第3次試験
日 時	平成29年9月17日（日） 受付 午前9時～9時25分 試験 午前9時30分～午後3時頃 まで （一般事務職は正午頃まで）	平成29年10月下旬	平成29年11月下旬
場 所	葛城市役所新庄庁舎（葛城市柿本166番地）の予定ですが、申込人数により場所を変更する場合があります。各自の試験会場につきましては、 後日郵送する受験票で指定しますので確認してください。	第1次試験合格者に通知	第2次試験合格者に通知
試験内容	一般教養試験 ※ 専門試験 （一般事務職を除く）	指定課題による小論文 集団討論 適性検査 実技試験 （保育士・幼稚園教諭のみ）	個別面接
合格発表	平成29年10月初旬	平成29年11月初旬	平成29年12月初旬
合否にかかわらず、受験者全員に郵便で通知します。			

※ 一般教養試験について、一般事務職（身体障がい者対象を含む。）上級、土木技術職及び社会福祉士は大学卒程度、一般事務職（身体障がい者対象を含む。）中級及び保育士・幼稚園教諭は短大卒程度、一般事務職（身体障がい者対象を含む。）初級は高校卒程度の問題です。

3. 受験手続き

(1) 試験案内及び受験申込書の交付

試験案内及び受験申込書は、葛城市役所新庄庁舎3階人事課及び葛城市役所當麻庁舎2階教育総務課で交付します。

(2) 受付期間及び場所等

① 受付期間は、平成29年8月7日(月)から平成29年8月23日(水)まで【土曜日、日曜日、祝日は除く】の午前8時30分から午後5時15分までです。
② 受付場所は、葛城市役所新庄庁舎3階人事課です。
③ 郵送での受付はできませんので、必ず持参してください。
④ 受付した後に受験職種の変更、又は申込書の差し替え等はありません。
⑤ 同一人物が、複数の職種に申し込みすることはできません。

(3) 提出書類等(提出書類は、一切お返しいたしません。)

① 葛城市職員採用試験受験申込書 (所定の申込書に必要事項を記入し、写真(②のうち1枚)を貼付したもの。)
② 写真2枚 (最近3ヵ月以内に撮影した2枚同一の正面向上半身の写真(縦4cm×横3cm)で、1枚を申込書に貼付し、もう1枚を申込時に持参してください。)
③ 身体障害者手帳の写し(身体障がい者対象のみ)

(4) 受験票の交付

① 受験票は、受付期間終了後に郵送します。
② 受験票が <u>9月7日(木)</u> になっても届かない場合は、葛城市役所人事課に必ずお問合せください。

4. 合格から採用まで

(1) 第1次試験合格者には、指定する期日までに次の書類の提出を求めます。

① 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書	大学院を修了もしくは修了見込みの人は、大学の卒業証明書及び成績証明書も併せて提出してください。
② 最終学校の成績証明書	
③ 社会福祉士登録証の写し又は取得見込証明書(社会福祉士のみ)	
④ 保育士証及び幼稚園教諭免許の写し又は取得見込証明書(保育士・幼稚園教諭のみ)	

(2) 受験資格がないこと又は受験申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。

(3) この試験の最終合格者は、採用候補者名簿に登載し、平成30年4月に採用の予定です。

(4) 卒業見込み又は資格(免許)取得見込みの人が、平成30年3月31日までに卒業又は資格(免許)取得できなかった場合は、採用候補者名簿から抹消するとともに採用も取り消しとなります。

(5) 心身の故障により、職務の遂行に支障がある場合又は職務の遂行に耐えない場合には、採用候補者名簿から抹消するとともに採用も取り消しとなります。

(6) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿登載の日から平成31年3月31日までです。

5. 給与等

(1) 給与

職種	学歴に応じた初任給（給料月額）		
	大学卒	短大卒	高校卒
一般事務職 土木技術職 社会福祉士 保育士 幼稚園教諭	178,200円	158,800円	146,100円

(注1) 給料月額は、平成29年4月1日現在の給料表に基づいた金額です。

この他、地域手当、期末手当、勤勉手当が支給されます。

また、通勤手当、扶養手当、住居手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。

(注2) 試験区分に係る学校の卒業から採用までの間に職歴等がある人は、その職歴等に応じた給料の加算を市の基準に従い行います。

(2) 勤務時間は、1週間当たり38時間45分です。

休暇は、年次有給休暇及び各種特別休暇があります。

6. その他

(1) この試験に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

葛城市役所新庄庁舎3階人事課

TEL 0745-69-3001（代表）



試験会場案内図



- ※
- ① 試験当日の自家用車での来場は、ご遠慮ください。
 - ② 申込者が多数の場合は、試験会場を変更する場合がありますので、受験票に記載している試験会場を必ず確認してください。

